

## 独自基準の概要

条例名	鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
関係法律名	生活保護法	
条例委任された事項	生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準	
独自基準の内容	国の基準又は規定（抜粋）	県の基準又は規定（抜粋）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設は、利用者に対し、健全な環境のもとで適切な処遇を行うよう努めなければならない。</li> <li>・ 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。</li> <li>・ 施設は、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 国の基準に追加して利用者の人権に配慮し、人格を尊重する旨を規定</li> <li>⇒ 国の基準に追加して職員の資質向上のための研修機会の確保等について規定</li> <li>⇒ 施設の職員が業務上知り得た秘密の保持について規定</li> <li>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の例示 「施設の周辺環境に応じて、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する具体的計画」</li> <li>⇒ 非常災害に関する具体的計画の概要の施設内への掲示について規定</li> <li>⇒ 非常災害時における関係機関への通報体制及び連携体制の整備について規定</li> </ul>
設定理由、目的、想定される効果	利用者の処遇の適正化や安全確保を図る。	